

若狹町 教育振興基本計画

若 狹 町

令和 4 年 4 月

I 若狭町教育振興基本計画について

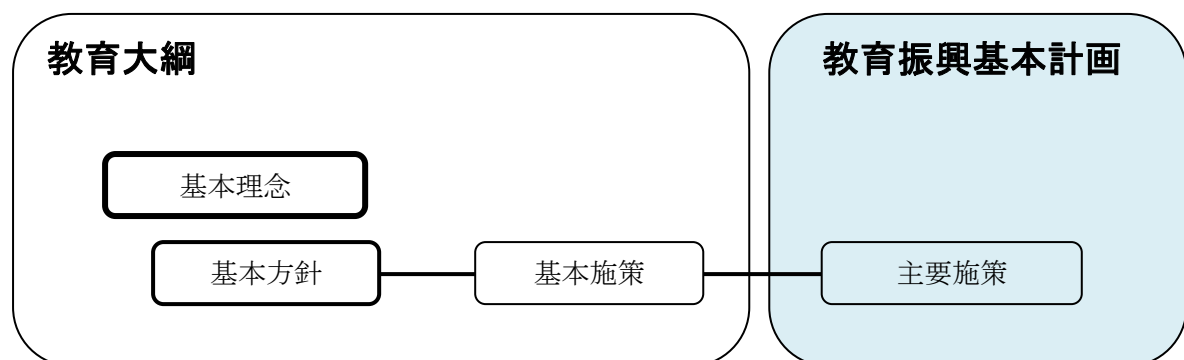
1 設定の趣旨と位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画として、若狭町教育大綱に基づき、教育、文化の振興に関する具体的な施策を定めるものです。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。
なお、必要に応じ、教育振興基本計画の内容を見直すこととします。

3 教育振興基本計画の構成



Ⅱ 目指す教育の姿

1 基本理念

自ら学び考える主体性と多様な人々との協働により、「未来を拓く力」を
培う自立と共生の心と、ふるさとへの誇りと愛着心を持ち、グローバルに活
躍できる人材を育成する。

2 基本方針

基本方針1：学校教育の充実

基本方針2：地域力を高める教育の充実

基本方針3：文化の継承と人材の育成

基本方針4：スポーツ活動の振興、健康づくり・体力づくりの推進

Ⅲ 具体的な取り組み

基本方針 1：学校教育の充実

基本施策（１）「未来を拓く生きる力」を育てる教育の推進

これからの学校教育に必要な「基礎的な知識及び技能」、「これらを活用して課題解決するために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学びに向かう態度」の三要素をバランスよく育成していくために、一人一人の児童生徒の個性に応じた指導を重視する必要があります。指導方法や指導体制の工夫改善による「個別最適な学び」と、他者と協働しながら探究的な学習や体験活動を通じ、学んだことを主体的に生かしながら、多様な人との対話を通して新たな価値を創造していく「協働的な学び」の充実を図り、児童生徒の「生きる力」を育成する教育を推進します。

さらに、保小中高の連携を図り、就学・進学段階での円滑な接続や発達と学びの連続性の充実を図ります。

【主要施策】

1 確かな学力の育成
・国、県や本町が実施する学力調査により、基礎的な知識や技能の分析を行い、事後の授業の実践に活用し、授業改善に取り組みます。 ・ＩＣＴを活用した一人一人の能力や特性に応じた学びを支援します。
2 探究的な学習の推進
・児童生徒がお互いに協働しながら、地域の課題改善や情報発信など探究的な学習や体験学習を進めます。 ・探究的な学習や体験学習を通じて、ＩＣＴを活用し、互いの考えを伝え合う協働の学びを支援します。
3 情報活用能力と論理的思考力の育成
・ＩＣＴ等を適切かつ効果的に活用し、レポート作成やプレゼンテーション等の活動を通して、互いの考えを伝え合う学習を充実します。 ・プログラミングを体験し、その楽しさを感じられるよう、官民連携したプログラミング教育を推進します。
4 カリキュラム・マネジメントの推進
・ティームティーチング（ＴＴ）、少人数指導、習熟度別学習など、児童生徒の実情や地域の実態に合わせた指導体制や指導方法の創意工夫が進められるよう支援します。
5 読書活動の推進
・読む力はあらゆる学習の基盤であり、学習を支える上で重要となるため、学校図書館、図書館パレア館やリブラ館を活用した授業や読書を推進します。

6 教職員の資質向上の推進
・若狭町教育研究会における教職員の資質向上に向けた活動、研修への支援や助言を行います。 ・福井県教育総合研究所の研修や教職員大学への教員派遣など外部機関との連携により、教員の専門性を高め、実践的指導力の向上を図ります。 ・ICTを活用した授業づくりや教材開発に取り組む教員の活動を支援します。
7 教職員の働き方改革の推進
・教職員の超過勤務時間など勤務状況を把握し、分析することで業務の縮減に向けた指導、助言を行います。 ・担任の業務を補助する学校運営支援員や中学校の部活動指導員の配置により教職員の負担軽減を図ります。 ・部活動の外部指導者や顧問の研修会等を開催し、資質の向上を図るとともに、指導者の人材育成を図ります。 ・教職員のストレスチェックにより、メンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、教職員に対する相談体制や支援体制の充実を図ります。
8 学校規模配置適正化への取組
・これからの学びは、他者の多様な意見に触れ、対話の中で自分の考えを深めていくことから一定数の人数での学びが有効と考えられます。そのため、毎年度の出生数の推移を見ながら、保護者や地域と話し合う機会を設け、学校規模配置適正化を進めます。 ・小学校については、複式学級が2学級以上あり、引き続きその状態が続くと見込まれる場合に学校の統合を段階的に進めます。 ・中学校については、現状を維持し、1学年1学級になると見込まれる時点で統廃合を検討します。
9 保小中高連携の推進
・各小学校区において、保育所（園）と小学校の交流会や情報交換会を実施し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を行うため、アプローチ・カリキュラム、スタート・カリキュラムを活用して連携や交流を図ります。 ・小学校から中学校への進学における「中1ギャップ」と呼ばれる急激な学校生活環境の変化による不適応の克服など、義務教育9年間を見通した学習指導・生徒指導などの円滑な接続を行うために指導や支援を行います。 ・中高一貫した探究プログラムの策定や中学校での高校の授業内容を含む発展的授業の強化など、中高一貫教育を支援するとともに、地域の特性を生かした交流や連携を推進します。
10 家庭における学習習慣の確立
・「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣の改善や定着、「ふくいスマートルール」の定着を推進し、学校と家庭が連携して望ましい家庭での学習習慣の確立が図られるよう支援します。

基本方針 1：学校教育の充実

基本施策（２）ふるさとを愛し、自信と誇りを持てる教育の推進

先人が築いた歴史、伝統文化、郷土の自然等に触れる機会を多く持つことで、郷土についての理解を深め、ふるさと若狭町に誇りや愛着心が持てる心豊かな子どもたちを育成する教育を推進します。

また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できる能力や態度を身に付け、児童生徒が社会の一員として自信が持てるよう、勤労観、職業観及び社会性を育成する教育を推進します。

【主要施策】

1 ふるさと学習の推進
・町の歴史、文化、自然環境や観光資源に触れる活動の充実により、地域の魅力に気づき、理解を深め、情報発信するなど、関係機関と連携しながら、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを愛する心の育成を図ります。 ・地域の人との交流活動を通じて、地域の伝統文化の体験、地場産業の体験など、地域の実情に合わせた創意工夫あふれる学習活動を推進します。
2 キャリア教育の推進
・職場体験活動等を通して、働くことや生きることを実感し、将来について考え、社会の中で役割を果たすことについての意義を理解し、必要な態度や能力の育成を図ります。 ・多業種の職業人を招へいし最新の技能や職業意識を学ぶなど、産業界と連携、協力し、将来のキャリアを考える学習を支援します。
3 開かれた学校づくりの推進
・家庭・地域・学校協議会により、学校運営や活動評価を行い、家庭、地域、学校が連携して、教育活動の活性化を図り、地域に根ざした開かれた学校づくりを推進します。 ・地域行事への児童生徒の参加や学校行事などの教育活動への保護者や地域の人々の参画など、地域の特性を生かした魅力ある学校づくりを推進します。

基本方針 1：学校教育の充実

基本施策（3）社会の変化に対応した教育の推進

グローバル化の進展により国際社会を生き抜く人材育成のため、外国語教育を通じたコミュニケーション能力の育成を図るとともに、異国文化に対する理解を深める国際理解教育を推進します。

また、ICTの発展によりこれからの超スマート社会を生き抜く人材育成のため、GIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末を活用した学習に取り組みます。これまでの学校教育の実践とICTを最適に組み合わせることにより、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育を推進します。

さらに、持続可能な社会を創造する担い手を育成するため、人権、環境、貧困、平和など現代社会の様々な課題に目を向け、解決するために一人一人ができることを考えるSDGs学習を推進します。

【主要施策】

1	国際理解教育の推進
	・異文化を尊重し、共に生きていくことができる資質や能力の育成を目指し、各教科の特性に応じ、国際理解教育の視点を持つ創意あふれる学習活動を支援します。
2	外国語教育の充実
	・県のALTの活用、本町のALTの配置により、一層の言語活動の充実を図り、「聞く・読む・話す・書く」の4技能を育成します。 ・小学校の外国語の教科化に伴い、ALTの配置や外部人材による英語教育の支援体制を継続し、英語に親しむ機会を積極的につくる体制を支援します。 ・若狭町教育研究会等、教職員の英語科指導力の向上に向けた活動や研修への支援や助言を行います。
3	ICTの活用と推進
	・GIGAスクール構想における一人一台端末の配備、高速大容量の通信ネットワークの整備により、一人一人の能力や特性に応じた学習や協働学習を効果的に実施する授業改善など、情報教育の推進を図ります。 ・端末の持ち帰りによる遠隔授業、学校間の合同授業、関係機関との双方向型授業など、ICTを最大限活用した教育活動を支援します。 ・若狭町教育研究会等、教職員のICT活用能力の向上に向けた活動や研修への支援や助言を行います。
4	SDGs学習と活動の推進
	・人権、環境、貧困、平和など現代社会の様々な課題に目を向け、解決するために一人一人ができることを考え、SDGsを理解する学習を推進します。 ・SDGsの実践意欲を喚起するための学習活動を支援します。

基本方針 1：学校教育の充実

基本施策（４）誰もが安全・安心で楽しく学べる教育

子どもの貧困、いじめや不登校問題、また、事件、交通事故や災害に巻き込まれるケースがあることや新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に対する対応など、児童生徒を取り巻く問題が全国的に大きな課題となっています。いじめ、不登校問題は、様々な要因が絡み合っているため解決が難しいケースも増えてきています。関係機関との連携を密にしながら、早期の段階での適切な対応の実施など、個々に応じた支援体制を充実するとともに、事件や事故、災害に巻き込まれないように日常的に危機管理意識を持つことが必要です。児童生徒が自らの命を守る実践力を養うなど、児童生徒が安全安心で、楽しく学べる教育を推進します。

また、特別支援教育や個別な配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にある中、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の下、共に学ぶことができるインクルーシブ教育の構築の一層の推進を図ります。

【主要施策】

1	教育相談活動の推進
	・いじめや不登校などの未然防止、初期対応、自立支援に向けて、学校、家庭や関係機関が連携し、全ての児童生徒が「通うのが楽しい学校」となるよう、相談室を活用し、児童生徒や保護者の教育相談体制の充実を図ります。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、学校や家庭での教育相談体制を充実します。
2	道徳教育の推進
	・児童生徒が生命を大切に作る心、思いやりの心、善悪の判断ができる心などを育てるため、体験活動の充実や家庭との取組など創意工夫のある授業を推進します。
3	人権教育の推進
	・児童生徒がいじめや差別などの様々な人権に関する問題に対して考え、正しく適切な行動ができるように、人権意識や人権感覚を育てる人権教育の充実の支援を行います。
4	情報モラル教育の推進
	・児童生徒のスマートフォン等でのSNSの利用によるいじめや依存症による生活習慣の乱れなどの未然防止に向けて、県の「スマートルール」を基に、学校、家庭、関係機関が連携し、インターネットの適正な利用を推進します。
5	特別支援教育の推進
	・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する正しい認識を持ち、個別の学習支援など学習活動が円滑に実施できるように、教職員の研修や学習支援員の配置など指導体制の支援を行います。 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援学級と通常学級との交流活動及び共同学習により、児童生徒をはじめ、保護者、地域社会への相互理解のための取組を推進します。 ・保育所（園）、小学校、中学校、高校、特別支援学校及び関係機関が連携して、対象となる児童生徒の状況や支援内容について共通理解を図り、適切な教育相談の充実を図ります。

6 安全安心な学校施設の整備
・児童生徒が安全な学校施設において、安心して学ぶことができる教育環境の整備のため、大規模改修など、施設の長寿命化を図ります。 ・特別支援教育への対応や災害時の利用など様々な状況を考慮し、バリアフリー化を推進します。
7 学校安全の推進
・学校、地域の実情に応じた、実践的な防災訓練、防犯訓練及び交通安全指導の実施により、危機管理意識の高揚と児童生徒が命を守る実践力を養う教育を支援します。 ・学校における通学路の安全点検、整備や見守り隊、家庭、地域など関係機関と協力・連携し、登下校の安全確保に努めます。
8 学校保健の充実
・多様化する児童生徒の心身の健康問題に適切に対応し、地域医療や関係機関と連携し、疾病予防及び疾病の早期発見など児童生徒の健康管理の充実を図ります。 ・薬物の有害性や未成年者の喫煙や飲酒の害などについて、正しい知識と態度を身に付けるため、啓発活動の充実や地域保健関係者と連携した保健教育の充実を図ります。 ・新型コロナウイルス感染症など新たな感染症予防に適切に対応するために、正しい知識の情報収集に努め、新しい生活様式の中で自覚を持った行動ができるよう取り組んでいきます。
9 食育の推進
・地産地消を通じて、食や農業漁業への理解と関心を高め、地域の食材や食文化を生かす食育の充実に取り組みます。 ・食を取り巻く環境の変化に対応した正しい知識の習得や望ましい食習慣の育成に努めます。 ・「学校給食衛生管理基準」に沿った衛生管理を徹底し、安全・安心な学校給食の実施に取り組みます。

基本方針 2：地域力を高める教育の充実

基本施策（1）家庭教育環境の充実・支援

家庭教育を支える地域社会の希薄化、家族形態やライフスタイルの多様化が進む中、家庭における教育力の充実が求められています。望ましい生活習慣、社会的ルールやマナー、情報モラルを身に付けるため、家庭と地域が一体となった取組の充実を図ります。

また、全国的に児童虐待が問題となっている中、虐待の予防と虐待を受けた子どもの自立支援について、学校、家庭や関係機関と連携強化を図ります。

【主要施策】

1	家庭教育の支援
	・「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣の改善や定着、「ふくいスマートルール」による適正なインターネット利用などの情報発信や啓発活動を通して、家庭、地域が一体となった取組を支援していきます。 ・PTAや子ども会、公民館等と連携し、子育て講演会の実施など家庭教育研修の取組を支援します。
2	相談体制の充実
	・学校、地域、行政が連携して、子育て中の保護者に対する情報発信や相談体制を強化し、地域に根ざした活動を支援します。
3	子どもを守る地域ネットワークの充実
	・要保護児童対策地域協議会の設置により、虐待を受けている子どもをはじめとする対象児童等について関係機関と連携し、支援を行います。
4	安全な子どもの居場所の充実
	・子育て支援に対するニーズの高まりから、放課後児童クラブや子ども若者サポートセンター等の設置により、安全な子どもの居場所づくりを充実します。

基本方針２：地域力を高める教育の充実

基本施策（２）次代を担う青少年の健全育成

スマートフォンをはじめとする情報端末機の普及により、青少年の心と行動が見えづらくなっており、特にSNS等のネット上のトラブルが懸念されています。実態に応じた指導など、学校、家庭、地域や関係機関が連携して、青少年の成長を支え、育てる取組を充実していきます。

また、子ども会などの団体活動の支援や中高生を中心としたジュニアリーダーズクラブの参画による「子どもの手による子どもの活動」を支援することにより、子どもたちが様々な活動に参加しやすい環境を整え、自主性・自律性を養うとともに、仲間とのコミュニケーションの中で互いに協力する大切さを学ぶなど、生きる力の基礎となる能力の育成を図ります。

さらに、国際交流を推進し、異文化への理解を深め、心身ともに鍛えながら社会性、協調性、積極性を養い、生きる力を育む活動を充実していきます。

【主要施策】

1	青少年の見守り活動・非行防止活動の充実
	・ 青少年の安全で安心な生活を確保するため、青少年愛護センターや地域、家庭、関係機関が連携を密にし、青少年見守り活動・非行防止活動を充実します。
2	心を育てる特色ある体験活動の充実
	・ チャレンジウォークや町の特色を生かした体験活動の実施により、青少年の自主性や自律性を養うとともに、仲間との協働性の大切さを学ぶなど、生きる力の基礎となる能力の育成を図ります。 ・ 子ども会活動や地域行事への参画により、ふるさとへの愛着心を育成する活動を支援します。 ・ 「子どもによる子どもの活動」のために、ジュニアリーダーズクラブの活動の支援と、新たなリーダーの育成を図ります。
3	国際交流の推進
	・ オーストラリア派遣研修を継続し、他国の自然や文化に触れ、日常生活を通して現地の人々との交流を深め、国際力のある人材を育成します。
4	国内交流の推進
	・ 大阪府吹田市と本町の児童やジュニアリーダーの相互交流を図ることにより、自身の可能性を育むとともに、他地域の理解を深め、ふるさとに誇りと愛着心を持った人材を育成します。

基本方針 2：地域力を高める教育の充実

基本施策（3）人権教育の推進

全ての町民が地域社会の一員として、互いに信頼し合い、尊重し合い、助け合いながら充実した生活を送ることができるために、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて人権教育を推進し、人権尊重の理念に対する町民の理解を深め、他者を思いやる豊かな人間性の育成を図ります。

【主要施策】

1	人権教育の推進
	・差別のない明るい町をつくるため、学校、地域の公民館等と連携して、人権問題に対する正しい理解と意識の高揚を図る人権教育を推進します。 ・本町の歴史的偉人から人間としての生き方、社会への貢献や命の大切さを学ぶ学習を推進します。
2	啓発活動の推進
	・差別、いじめ、いやがらせ等の防止につなげ、他者を思いやる豊かな人間性の育成のため、人権メッセージ等の募集、人権意識高揚大会の開催等を通して、人権について考える機会を創出するとともに、啓発活動を推進します。

基本方針 2：地域力を高める教育の充実

基本施策（４）公民館を活用した学習機会の充実と地域リーダーの育成

中央公民館（リブラ若狭）を拠点とし、誰もが生涯を通じて時代に即した学習が行えるよう情報を発信し、学習の機会を提供します。

また、地区公民館を中心に、より多くの人たちの地域活動への参加を促し、地域の活性化、課題解決や住民の交流促進を進める事業を支援し、地域に必要なリーダーを育成します。

さらに、地域づくりに資する団体、働く世代、子育て世代などあらゆる世代が気軽に利用できるような公民館を目指します。

【主要施策】

1	中央公民館を拠点とした集い・学ぶ環境づくり
	・町民一人一人が自己の教養を深めるため、時代に即した生涯を通じた学習が行えるよう、情報発信や学習の機会の充実を図ります。
2	地区公民館を拠点とした地域づくりの推進
	・地域活動の拠点としての地区公民館の役割を一層充実し、地域の様々な課題に対する学習や研修の機会の充実を図ります。 ・地域づくり協議会をはじめ各種団体が協力し合い、地区の活性化に向けた地域づくり活動を支援します。 ・自然、歴史、文化など魅力ある資源を生かし、地域の子どもから大人までが交流しながら、伝統文化の継承や地域活性化を図る活動を支援します。 ・地区公民館は、地区住民の最も身近な活動や学習の場であるとともに、災害時の避難所としての機能も担っており、地区において重要な施設であることから、安全で安心して利用できるように施設の整備を推進します。
3	地域人材の育成
	・社会教育、文化、スポーツなどの各種団体等が行う学習や交流を通じた団体の活性化の取組や指導者やリーダーの育成の取組を支援します。 ・様々な分野で専門的な知識や技能を持つ人材を発掘し、まちづくりに必要なリーダーの育成を図ります。

基本方針 3：文化の継承と人材の育成

基本施策（1）自然遺産を活かした共生と循環の環境学習の推進

国指定名勝・ラムサール条約登録湿地である三方五湖をはじめとする里山里海湖さとやまさとうみにおいて、自然の保全や再生の取組を推進するとともに、縄文文化が語る「共生と循環」を基本としながら、学校、地域や関係機関と連携して環境学習を推進します。

【主要施策】

1 自然遺産を活かした環境学習の推進
・国指定名勝・ラムサール条約登録湿地である三方五湖をはじめとする里山里海湖など自然の豊かさを活かして、学校、地域、福井県里山里海湖研究所など関係機関と連携しながら、自然体験等を通じて、自然の大切さを学ぶ環境学習を推進します。
2 三方五湖の保全と再生の推進
・三方五湖自然再生協議会が中心となり、近隣市町と連携しながら、環境保全活動を継続し、里地里山や水環境など自然環境の保全を更に推進します。 ・自然再生に関わる団体の活動を支援するとともに、町民の自然環境や景観保護への意識啓発活動を実施し、町全体での保全・再生への取組を推進します。
3 世界標準「年縞」を活用した学習の推進
・地質年代の世界標準となった水月湖「年縞」の形成のプロセスやその希少性について、福井県年縞博物館と連携しながら、研究、教育活動を推進します。 ・福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の連携を強化し、年縞と縄文文化を活用することにより、文化、教育のみならず観光分野とも協力しながら地域の活性化を図ります。

基本方針 3：文化の継承と人材の育成

基本施策（2）歴史文化遺産の保存と活用による学習の推進

本町には我が国を代表する縄文や古墳時代の史跡や、日本遺産としての鯖街道、重要伝統的建造物群保存地区の熊川宿など、数多くの歴史文化遺産があります。これらの遺産を後世につなぐための文化財の保存修理や史跡等の復元整備及び体験活動等を通じて、ふるさとの歴史学習を推進します。

また、地域に伝わる伝統文化は、地域のコミュニティの核となっていることから、伝統文化の保存継承に向けた郷土学習を支援します。

【主要施策】

1	歴史文化遺産を活かした学習の充実
	・縄文や古墳時代の史跡、鯖街道や熊川宿など多くの歴史文化遺産に触れる機会を増やし、体験学習や講演会などを通じて、子どもから大人までがふるさとの愛着や誇りにつながる学習を推進します。
2	文化財の保存と活用の推進
	・文化財の調査研究を進め、ふるさとの貴重な財産を後世に伝えるため、保存と継承の取組を推進します。 ・身近な地域の歴史や文化財の情報を、デジタル技術等を活用して発信をすることで、広く学びの機会を提供し、町民がその価値を認識することにより、町全体で保存と活用の取組を推進します。 ・文化財の保存と活用の取組については、若狭町文化財保存活用地域計画に基づき実施します。
3	日本遺産「御食国 ^{みけつくに} 若狭と鯖街道」による広域連携
	・日本遺産の構成文化財である古墳群や熊川宿などの整備を推進するとともに、周辺地域や近隣市町とも広域に連携しながら保存と活用の取組を推進します。
4	伝統文化の保存と継承の推進
	・地域に伝わる祭りや伝統芸能など伝統文化を保存し、継承していくため郷土学習を推進するとともに、普及活動や広報活動の支援を行います。 ・伝統文化の体験の場の提供する保存団体等を支援し、後継者の育成を図ります。

基本方針 3：文化の継承と人材の育成

基本施策（3）文化芸術活動の推進・支援

身近な場所で文化芸術に触れ、親しむことができる機会を提供し、多くの町民が優れた文化芸術を体感する中で、感性や創造性を磨き、心豊かな人間性を育む「鑑賞教育」の充実を図ります。

また文化芸術活動を通じ、新しい芸術文化の創造と新たなコミュニティの形成を図るとともに、民間活力を活かし、地域の文化芸術の継続、発展を推進します。

【主要施策】

1	芸術鑑賞の機会の充実
	・子どもから大人まで、あらゆる年代や立場の人々が豊かな心や感性、創造性を育めるよう、優れた文化芸術に触れる機会の充実を図ります。 ・デジタル配信など時代に即した新しい形の芸術鑑賞や発表の場を創出し、より多くの人々が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。
2	文化芸術を担う人材の育成・支援
	・文化芸術を通して、創造（想像）する力を養い、新しい時代、新しいまちづくりを担う人材の育成を図ります。 ・文化芸術を核として新しい仲間づくりの場となるよう、様々な立場の人々が集い、交流が生まれる機会を創出する活動を支援します。
3	文化の活動拠点の充実
	・パレア若狭が持つ複合施設という特性を活かし、分野を横断した新しい文化芸術を発信するとともに、地域の様々な団体と連携し、生涯にわたり町民が文化芸術に親しみ学び続けられるよう活動拠点の充実を図ります。 ・文化芸術活動を担う団体や個人に活動の場を提供することにより、文化団体等の活性化を図り、文化芸術の継続、発展を図ります。

基本方針 3：文化の継承と人材の育成

基本施策（４）図書館活動の推進

読書を通じて、読解力、想像力、思考力などの生きる基礎力を養うことを目的に、多くの町民が本と親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、生涯にわたった学びの機会を充実させるため、学校をはじめ、家庭、地域と連携しながら、読書推進活動を支援していきます。

【主要施策】

1	子どもの読書活動の推進
	・小中学校と連携を密にし、団体貸出やブックトーク等を積極的に行い、児童生徒が多種多様な本と出会える機会を充実します。 ・ブックスタート、お話し会、各種行事などを通じて、幼児期から青少年までの読書普及活動を推進します。
2	図書館サービスの充実
	・赤ちゃんスマイル事業と連携して絵本の引換を図書館で行うことにより、乳幼児の保護者への図書館の周知と利用促進を図ります。 ・図書館アプリを活用し、利用者カード受け渡しの簡略化や予約・貸出延長等利便性の向上を図ります。 ・窓口業務を民間委託し、販促やじゃっ句*の活用により、利用者サービスを充実させ、図書館利用の促進を図ります。
3	読書ボランティアの育成
	・読書ボランティア、読書会等の団体と協力し、講習会や研修会の実施により、団体活動の支援を行うとともに、人材の育成を図ります。

※じゃっ句：人の心をひきつける短い文句。キャッチフレーズ。

基本方針４：スポーツ活動の振興、健康づくり・体力づくりの推進

基本施策（１）児童生徒の体力・運動能力の向上

子どもの時期から運動やスポーツに親しみ、身体的能力の基礎を養う活動が重要であり、学校体育を通じて、心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験、健康、安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図ります。

また、中学校部活動では競技経験や指導経験の少ない教職員が顧問を担当することがあるため、外部指導者の育成や地域クラブの協力など、持続可能な部活動の推進を図ります。

【主要施策】

1	学校体育の充実
	・児童生徒の健康や体力の維持向上のため、楽しみながら運動習慣を身に付ける資質や能力を育む体育学習や学校の特性に応じた創意工夫のある体育的活動の充実に支援します。 ・小中学校にトップアスリートなど外部指導者の指導を得ながら、正しい動作の習得や楽しみながら運動する取組を支援します。
2	中学校部活動の支援
	・中学校の運動部活動において、部活動指導員を配置するなど、教職員の負担軽減を図るとともに、技術向上の支援を行います。 ・休日の部活動など、地域クラブ活動との連携や協力により、指導や運営に係る体制の在り方について検討し、持続可能な部活動の推進を図ります。

基本方針４：スポーツ活動の振興、健康づくり・体力づくりの推進

基本施策（２）スポーツに親しめる環境づくり

町民が身近な場所で気軽にスポーツを楽しみ、健康づくり、体力づくりや地域での交流を図ることにより、子どもから高齢者まで生涯を通じて日常的にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

また、スポーツ少年団や各種競技団体など子どもを育成する団体は、児童期におけるスポーツをする喜びと、自発的な運動やチームワークの醸成、各種大会を通じた交流活動など、子どもの成長に大きな役割を果たしているため、指導者の養成や団体活動の継続的な支援をしていきます。

【主要施策】

1	生涯スポーツの推進
	・各種スポーツ教室や講座の充実を図り、子どもから大人まで誰もが気軽に取り組めるニュースポーツや参加しやすいスポーツの普及を図ります。 ・健康寿命を延伸するため、生きがいづくりや健康づくりとして、関係機関と連携して、生涯スポーツに親しめる環境づくりを推進します。
2	競技スポーツの支援と人材育成
	・子どもたちがスポーツに興味を持ち、スポーツをする喜びと、自発的な運動やチームワークの醸成など、大きな役割を果たしているスポーツ少年団の活動を支援します。 ・スポーツ少年団の活動時間などのルールの徹底など、子どもの成長に合わせた指導や活動となるように、指導者研修会を開催するなど指導者の養成と新たな指導者の育成の支援を行います。 ・競技スポーツを実践している各種団体が行う事業に対し支援を行うとともに、各団体が連携を取りながら、町全体の競技スポーツの普及振興に努めます。
3	スポーツ施設の充実
	・利用者のニーズや活動の実態を捉え、適切なスポーツ施設の維持管理、整備を行い、利用しやすい環境づくりを図ります。 ・老朽化したスポーツ施設の改修や廃止等十分に検討し、利用者が安全で安心して気軽にスポーツを楽しむことができるように計画的に進めます。 ・スポーツ施設のオンライン予約システムを導入し、利用者の利便性の向上を図ります。

基本方針４：スポーツ活動の振興、健康づくり・体力づくりの推進

基本施策（３）競技力を高めるための環境づくり

スポーツ競技における地元選手や地元チームの活躍は、町のスポーツ振興や活性化につながります。競技スポーツ団体の強化・支援を推進するとともに、全国で活躍するスポーツ選手やプロ選手などによる技術指導などを通じて、選手の競技意識や競技力の向上を目指し、全国で活躍できる人材の育成を図ります。

【主要施策】

1	選手を育成する体制づくりの推進
	・全国で活躍するトップアスリートの外部指導による技術指導や講演会等を通じて、町民のスポーツに対する関心を更に高めるとともに、地元の代表として全国で活躍できる選手の育成を図ります。 ・専門的なスポーツ指導ができる地域スポーツ指導者を養成し、選手を育成する活動を支援します。
2	全国活躍する選手の支援
	・小学生から高齢者まで様々なスポーツにおいて、県大会や全国大会などで活躍され、優秀な成績を収めている選手を奨励することにより、スポーツ振興の発展と競技力の向上を図ります。

計画の推進と進捗管理

本計画の推進に当たっては、教育に対する要望や意見を幅広く聴取し、家庭、地域学校との連携を図りながら、施策を推進します。

また、本計画に掲げた施策の推進のために、進捗状況の管理を行います。

1. 町と関係機関等の連携による施策の推進

- ・ 本計画に示した基本理念、基本方針、主要施策が広く町民に理解、共有されるように、本計画はもとより、教育施策全般に関する情報発信を行うとともに、要望や意見の聴取、学校の実情等の把握により、町全体で本計画を推進します。
- ・ 小中学校の主体性を尊重し、情報交換を密にしながら連携強化を図ります。また、教育に関わる様々な関係機関とも連携、協力し、施策を円滑かつ効果的に推進します。
- ・ 総合教育会議における本町の教育に関する町長との協議、調整をはじめ、部局間の連携を図り、横断的、総合的に施策に取り組みます。

2. 計画の進捗管理

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、毎年度の施策の進捗状況を点検、評価し、その結果を報告します。
- ・ 点検、評価の結果は、PDCAサイクル（Plan「企画・立案」⇒Do「実施」⇒Check「分析・評価」⇒Action「改善」）の考えに基づき、翌年度以降の施策に反映させて行きます。
- ・ 社会情勢や経済情勢の大きな変化や、国の制度改正等が生じた場合は、計画期間中においても、必要に応じて計画の見直しを行います。